

第3号議案

平成24年度「府立学校に対する指示事項」及び「市町村教育委員会に対する指導・助言事項」について

平成24年度府立学校に対する指示事項及び平成24年度市町村教育委員会に対する指導・助言事項の取組みの重点を次のように定める。

平成23年12月16日

大阪府教育委員会

<参考>

[趣旨]

- 1 府立学校の教育の指針とし、府立学校の校長及び准校長が平成24年度学校経営計画を作成するに当たり、平成24年度の取組みの重点を平成23年内に府立学校の校長及び准校長に示し、周知徹底を図るもの。
- 2 市町村教育委員会に対する指導・助言の基本方針として、周知徹底を図るもの。

[根拠規程]

大阪府教育委員会事務決裁規則

(委員会決裁事項)

第三条 委員会が会議の議決により決裁する事項は、次のとおりとする。

- 一 教育に関する基本計画の策定に関すること並びに重要な条例案の立案その他の委員会の事務の管理及び執行の基本的な方針に関すること。

地方教育行政の組織及び運営に関する法律

(文部科学大臣又は都道府県委員会の指導、助言及び援助)

第四十八条 地方自治法第二百四十五条の四第一項の規定によるほか、文部科学大臣は都道府県又は市町村に対し、都道府県委員会は市町村に対し、都道府県又は市町村の教育に関する事務の適正な処理を図るため、必要な指導、助言又は援助を行うことができる

- 2 前項の指導、助言又は援助を例示すると、おおむね次のとおりである。
- 一 学校その他の教育機関の設置及び管理並びに整備に関し、指導及び助言を与えること。
 - 二 学校の組織編制、教育課程、学習指導、生徒指導、職業指導、教科書その他の教材の取扱いその他学校運営に関し、指導及び助言を与えること。
 - 三 学校における保健及び安全並びに学校給食に関し、指導及び助言を与えること。
 - 四 教育委員会の委員及び校長、教員その他の教育関係職員の研究集会、講習会その他研修に関し、指導及び助言を与え、又はこれらを主催すること。
 - 五 生徒及び児童の就学に関する事務に関し、指導及び助言を与えること。
 - 六 青少年教育、女性教育及び公民館の事業その他社会教育の振興並びに芸術の普及及び向上に関し、指導及び助言を与えること。
 - 七 スポーツの振興に関し、指導及び助言を与えること。
 - 八 指導主事、社会教育主事その他の職員を派遣すること。
 - 九 教育及び教育行政に関する資料、手引書等を作成し、利用に供すること。
 - 十 教育に係る調査及び統計並びに広報及び教育行政に関する相談に関し、指導及び助言を与えること。
 - 十一 教育委員会の組織及び運営に関し、指導及び助言を与えること。

平成24年度（案）

府立学校に対する指示事項

～「大阪の教育力」の向上に向けて～

大阪府教育委員会

◆ 平成 24 年度の取組みの重点

I 確かな学力への取組み

学力の向上に取り組む

- (1) 学習指導要領等を踏まえ、基礎的・基本的な学習内容の確実な定着や自ら学び自ら考える力などの「確かな学力」の育成を図るとともに、児童・生徒の能力・適性、興味・関心、進路希望に応じた、特色ある教育課程の編成と魅力ある授業づくりに努め、一人ひとりの個性の伸長を図ること。
 その際、生徒の学習意欲を高め「わかる授業」を実現するため、ICT（Information and Communication Technology：情報通信技術）機器を積極的に活用するとともに、学校図書館の利用を進めること。
- (2) 平成21年3月に高等学校学習指導要領・特別支援学校学習指導要領が告示されたことを受け、各学校においては、総則、各教科・科目、「総合的な学習の時間」、特別活動の内容を十分に研究し、新学習指導要領に基づく各教科の指導を円滑に実施できるよう、各学校や児童・生徒の状況に応じた教育課程の編成、指導計画等の作成、教員研修の充実などの準備を進め、新しい学習指導要領を見据えた言語活動や体験活動などの教育活動の充実に努めること。
- (3) 国際社会に通用する人材を育成するため、外国語、とりわけ国際的共通語として最も中心的な役割を果たしている英語によるコミュニケーション能力の育成を図ること。その際、スピーチやプレゼンテーション等の言語活動を積極的に取り入れて授業を改善するとともに、英語の資格取得を進めるなど、生徒の英語学習の目標設定・動機付けを行うこと。また、生徒の海外研修や国際交流の受け入れを積極的に行い、国際的な視野を育むこと。

Ⅱ 子どもたちの規律・規範の確立と豊かな心のはぐくみ

豊かな人間性を涵養し、志や夢を育む

- (4) 子どもたちに、人間尊重の精神や生命及び自然を尊重する精神、規範意識、自ら律し他人を思いやる心、公正な判断力、公共の精神、伝統や文化を尊重し、我が国と郷土を愛する心など、豊かな人間性を育むことが必要である。そのため、学校においては、道徳教育を推進するとともに、家庭・地域と十分連携を図りながら、すべての教育活動を通じて実践的な取組みを進め、子どもたちの豊かな心を育てるように努めること。
- (5) 児童・生徒が志を持って、自己の可能性を伸ばし、よりよい社会を創っていかうとする態度を育むとともに、未来に夢や希望を持ち、自らの人生や新しい社会を切り拓く力の育成に努めること。
- 平成23年度から府立高校において実施している「志（こころざし）学」については、学習計画を作成し、生徒の志や夢を育む取組みの一層の充実・改善を図ること。

キャリア教育の充実を図る

- (6) 経済状況の影響を受けて、進路をめぐる環境が大きく変化する中で、働くことの意義を見出せない若者や進学・就職の希望がかなえられない若者が増加している状況を踏まえ、生徒が望ましい勤労観・職業観を身に付け、将来、社会人・職業人として自立し、主体的に進路を選択することができるよう、規範意識やコミュニケーション能力等、幅広い能力の育成を図ること。
- そのために、キャリア教育を学校教育計画に位置付け、入学時から教育活動全体を通じて組織的・計画的な進路指導を行うとともに、正規雇用をめざす意識の醸成と就職支援が行えるよう体制を整えること。
- また、職業教育ナンバー1をめざし、実践的な職業教育を通じて資質や能力を高めるよう努めること。
- 障がいのある児童・生徒については、児童・生徒の障がいの状態、地域や学校の実態等を考慮し、各教科・科目はもとより、「総合的な学習の時間」、特別活動、学校外における就業体験活動等様々な教育活動を通じて、早い段階からキャリア教育の重要性を意識し計画的・総合的に行うこと。

人権尊重の教育を推進する

- (7) 人権及び人権問題に関する正しい理解を深め、子ども、同和問題、男女平等、障がい者、在日外国人に係る人権問題をはじめ、様々な人権問題の解決をめざした教育を人権教育として総合的に推進すること。また、児童・生徒が自他の権利を尊重するとともに、社会の一員としての自覚のもとに義務を果たすという基本的姿勢の形成をめざすこと。
- また、支援を要する幼児・児童・生徒に対する生徒指導等においては、人権尊重の視点に立って、組織的に対応するよう校内指導體制を整備すること。特に教職経験年数の少ない教職員に人権教育の経験や成果を継承できるよう研修に努めること。

情報リテラシーを育成する

- (8) 情報ネットワークの発展により、誰もが自由に情報を収集、発信できる環境が急速に普及した反面、ネットワーク上の有害情報や悪意のある情報が発信されているという現状を踏まえ、インターネットや携帯電話の利用等、児童・生徒の活用状況を把握し、情報の取扱いについての基礎的な資質や能力を養うよう指導すること。

その際、情報社会における正しい判断や望ましい態度、情報社会で安全に生活するための危険回避の方法の理解やセキュリティの知識・技術及び健康への意識といった情報モラルの育成にも努めること。とりわけ、携帯電話やネット上のいじめ等の課題解決に向け、校内での原則使用禁止をはじめ、学校における指導方針の周知を徹底するとともに、携帯電話使用をめぐる危険性を認識し、その対応や過度の依存を防止するための総合的な取組みを行うこと。

障がいのある子ども一人ひとりの自立を支援する

- (9) 府立学校においては、「特別支援教育の推進について」（文部科学省初等中等教育局平成19年4月通知）を踏まえ、「ともに学び、ともに育つ」教育を一層推進するとともに、障がいのある幼児・児童・生徒の一人ひとりの教育的ニーズを把握し、将来の自立、就労をはじめとする社会参加をめざした教育の充実を図ること。

「個別の教育支援計画」については、就学前から学校卒業後までを見据えた、一貫した教育的支援を行うため、本人・保護者の参画を一層推進し、一人ひとりの教育的ニーズを的確に把握するとともに、福祉・医療・労働等の関係機関と連携の上作成し、より効果的な活用に努めること。

「個別の指導計画」についても、障がいの状態や特性、教育的ニーズ等の実態把握に努め、具体的でわかりやすい内容表記を心掛けるとともに、適切な指導の目標や方法、評価についても本人・保護者に提示するなど、十分説明し、理解を得ながら、PDCAサイクルにのっとりた指導改善に努めること。

- (10) 府立支援学校においては、校内体制づくりや地域の関係機関との連携を一層進め、地域支援室の設置等、相談体制の整備に努めるなど、地域における支援教育のセンター的機能の充実を図ること。

府立高校においては、障がいのある生徒に対する適切な指導・支援を図るため、校内委員会の設置や支援教育コーディネーターの指名を行い、校内体制づくりを進めるとともに、「個別の教育支援計画」や「個別の指導計画」の作成・活用に努めること。また、障がいのある生徒一人ひとりのニーズに応じた進路に関する適切な情報を提供するなど、進路指導を充実するとともに、「個別の教育支援計画」を踏まえ将来の進路を主体的に選択できるよう、インターシップや職場見学等の機会の充実に努めること。

- (11) 支援学校においては、学校教育審議会答申「これからの大阪の教育がめざす方向について」（平成20年7月）を参考に、高等部教育課程の改善充実に努め、特色ある高等部づくりをめざすこと。その際、社会のニーズや大阪の産業特性を踏まえ、職業コースや地域・企業と連携した教育課程の編成等、就労支援やキャリア教育の観点を含めた高等部の在り方について見直しを行うこと。

中途退学・不登校の減少に取り組む

(12) 中途退学の防止についてはこれまで、不本意入学の防止、生徒指導の充実、学習指導の充実を3つの基本として取り組んできたところである。

平成22年度の中退率は前年度と同じであったが、依然として全国平均より高くなっていることを踏まえ、引き続き従来の取組みに加え、「中退の未然防止のために」（平成22年3月）を活用し、中高連携・人間関係づくり・基礎学力の充実に重点を置いて取組みを推進すること。また、自らの生き方を考えさせるキャリア教育の視点からの取組みも実施すること。

(13) 大阪府の不登校の割合は全国平均と比較して高くなっており、不登校から留年や中途退学に至る生徒も多いことを踏まえ、スクールカウンセラーを活用した校内相談体制の充実を図るとともに、家庭や出身中学校、地域、教育センター及び高等学校適応指導教室（平成23年6月開室）などの関係機関とも連携しながら取組みを推進すること。

読書活動の推進を図る

(14) 読書は「生きる力」に不可欠な表現力や創造力を育むため重要なものであり、学校での読書活動を一層推進すること。その際、学校図書館の運営体制の整備や、図書ボランティアや公立図書館との連携等、学校・家庭・地域の連携を進めることにより、児童・生徒の読書活動の推進を図ること。

国旗・国歌の指導

(15) 入学式や卒業式等においては、学校生活に有意義な変化や折り目を付け、厳粛で清新な気分を味わい、新しい生活の展開への動機付けとなるよう指導すること。

また、学習指導要領に基づき、国旗を掲揚し、国歌を斉唱するよう指導するとともに、「望ましい形」となるようその指導の徹底に努めること。

その際、「大阪府の施設における国旗の掲揚及び教職員による国歌の斉唱に関する条例」が制定されたことも踏まえ、教職員はその責務を自覚し、入学式及び卒業式等国旗を掲揚し国歌斉唱が行われる学校行事において、国歌斉唱に当たっては起立し斉唱するとともに節度ある行動を取ること。

Ⅲ 学校・家庭・地域の連携と安全で安心な学校づくり

子どもたちの命を守る

- (16) 東日本大震災の教訓を踏まえ、地震・津波をはじめとする地域の実態に即した自然災害に対処できるよう防災計画を策定し、避難経路の再確認や施設・設備の点検・整備を行い、救急体制等の機能的な危機管理体制を確立すること。また、日ごろから教職員の連絡・配備体制について周知徹底を図ること。さらに、様々な事態を想定した実践的な避難訓練を行うなど、児童生徒が自らの命を守り抜くための「主体的に行動する態度」を育成する防災教育の充実を図ること。
- (17) 全国的に児童・生徒の自殺、児童・生徒による犯罪や事件、及び児童・生徒が被害者となる事件・事故など、重篤な事象が生起していることを踏まえ、児童・生徒が自ら命を絶ったり、犯罪の被害者や加害者になったりすることのないよう、すべての教育活動を通じて「命の大切さ」について取り組むこと。また、児童・生徒の精神疾患等メンタル面も含めた生活全般について状況把握を適切に行い、相談体制の充実等に取り組むこと。
- (18) 児童相談所における児童虐待の相談対応件数が全国的に増加しており、大阪においても深刻な状況となっている。教職員は児童虐待を発見しやすい立場にあることを自覚し、児童虐待に対する認識を深め、子どものわずかな変化も見逃さないよう日ごろから十分注意を払い、未然防止、早期発見、早期対応に努めること。とりわけ、児童虐待を受けたと思われる子どもを発見した場合には、確証がなくても速やかに子ども家庭センターまたは市町村児童虐待担当課等へ通告し、継続的に支援すること。そのために「子どもたちの輝く未来のために～児童虐待防止指針のてびき～」(平成22年10月改訂)等を教職員へ周知徹底すること。
- (19) 覚せい剤・大麻等の薬物乱用防止教育については、学校保健計画の中に位置付けるとともに、指導計画を策定し、学校薬剤師や警察官等の専門家などによる薬物乱用防止教室を年1回以上開催するほか、授業をはじめ、学校教育活動全体を通じて取り組むこと。

IV 学校運営体制の確立と教職員の資質向上

学校運営体制の確立を図る

- (20) 校長は、自校の教育目標を踏まえ、中・長期的な展望に立った教育活動を進めるとともに、成果の検証を行うこと。また、それらの取組みや成果等について、学校のWebページ等を通じて積極的かつ効果的な情報発信や広報活動に組織的に取り組むとともに、学校教育自己診断や学校協議会等を活用して保護者や地域の意見を学校運営に生かすなど、学校運営体制の整備・充実に努めること。
- (21) 校長は、学校経営に当たりリーダーシップを十分に発揮し、「学校組織運営に関する指針」（平成18年12月施行、平成22年12月改訂）に基づく学校運営を行うこと。その際、めざす学校像の実現に向けて、中期的目標（3か年）を踏まえ、当該年度の重点目標を示した「学校経営計画」と、それに基づき当該年度の教育活動の具体的な方針を示した「学校教育計画」を策定し、PDCAサイクルによる学校経営を推進すること。

教職員の資質向上を図る

- (22) 校長のリーダーシップのもと、教職員を組織的・継続的に育成することが重要であるため、首席や指導教諭等を活用し、日常的なOJTの推進に努めること。特に、多くの教職員が退職・採用される状況を踏まえ、これまでの大阪の教育を継承し、様々な教育課題に対応するため、学校運営の中核を担うミドルリーダーの育成及び初任者をはじめ教職経験年数の少ない教職員の資質向上を図ること。
- (23) 教職員は、常に人権意識を持って生徒指導に当たるとともに、児童・生徒に対する体罰やセクシュアル・ハラスメントについては、断じて許すことのできない重大な人権侵害であるとの認識のもと、その未然防止のための学校体制を確立すること。
- (24) 児童・生徒と向き合う時間を確保するため、ICTの活用により、一層の情報の共有化と校務の効率化を推進すること。また、すべての教員が授業においてICTを活用できるよう、校内研修を実施すること。
- (25) 校長は「指導が不適切である」と思われる教諭等への適切な指導・助言、校内研修の実施など、校内におけるサポート体制を整備するとともに、その充実に努めること。その際に、府教育委員会に設置した「教員評価支援チーム」及び府教育センターの相談・支援機能を積極的に活用し、早期改善に努めること。
また、校長は、指導改善研修が必要であると判断した場合には、府教育委員会に申請し、その対応方法について十分連携すること。
新規採用教職員については、指導・育成を図るとともに、条件附採用の趣旨を踏まえて厳格に対応すること。



平成24年度（案）

市町村教育委員会に対する指導・助言事項

～「大阪の教育力」の向上に向けて～

大阪府教育委員会

◆ 平成 24 年度 of 取組みの重点

I 学力向上への取組み

学力向上に取り組む

- (1) 各学校においては、学習指導要領を踏まえ、地域や学校、児童生徒の実態等を的確に把握し、それをもとに、学校の教育課題を明確にし、教育目標や各教科等の目標を設定すること。
また、それらの目標の実現をめざして、適切な教育課程を編成し、創意工夫を生かした特色ある教育活動を実施すること。
その際、基礎的・基本的な知識・技能の確実な習得と思考力・判断力・表現力等の育成を図るとともに、主体的に学習に取り組む態度を養うよう努めること。
- (2) 確かな学力の育成に当たっては、その目標を実現するよう指導計画を立て、取組みを進めるとともに、児童・生徒の学習の状況を詳細に把握し、目標に準拠した評価等を通じて、取組みの成果と課題を明確にしなが、その改善を図る P D C A サイクルを確実に実施するよう指導すること。
その際、学力や学習状況に関する調査の結果を有効に活用すること。
また、取組みのより一層の充実のために、担当者会や校内研修等を定期的に開催するなど、組織体制を有効に機能させるよう指導すること。
- (3) 学習指導に当たっては、児童・生徒の習熟の程度に応じた指導を推進するなど、指導形態や指導体制を工夫し、個に応じた指導の充実を図るとともに、児童・生徒の意欲を高める授業展開を、より工夫するよう指導すること。その際、落ち着いた学習環境の醸成に向け、学校全体で学習規律の確立に努めること。
また、府教育委員会が提供している学習教材の活用や10分程度の短い時間（モジュール）を活用した反復学習等にも積極的に取り組むよう指導すること。
- (4) 義務教育終了段階で、身近な事柄について、英語を使ってコミュニケーションを図ることができる生徒の育成をめざすこと。
そのため、小学校の外国語活動では、外国語の音声やリズムなどに慣れ親しませる体験活動を充実し、積極的にコミュニケーションを図ろうとする態度を育成すること。
また、中学校の外国語（英語）教育では、小学校における外国語活動の内容を踏まえた上で、「聞くこと」「話すこと」「読むこと」「書くこと」の4つの領域をバランスよく指導するとともに、実際に活用できるようにするために必要な指導の改善を図り、コミュニケーション能力の基礎を養うこと。
その際、「使える英語プロジェクト事業」で作成した「英語をつかう なにわっ子」育成プログラム等を活用して、小・中学校で一貫性のある学習到達目標を作成し、系統性のある指導を行うとともに、スピーチやプレゼンテーションなどの言語活動を積極的に取り入れるよう努めること。

Ⅱ 子どもたちの規律・規範の確立と豊かな心のはぐくみ

豊かな人間性を涵養し、志や夢を育む

(5) 児童・生徒に、平和で民主的な国家及び社会の形成者としての自覚や責任感を養い、人間尊重の精神と生命に対する畏敬の念を育むとともに、自らを律し、他人を思いやる心、規範意識や公共の精神など、社会の形成に参画する態度及び伝統と文化を尊重し、我が国と郷土を愛するとともに、他国を尊重し、国際社会の平和と発展や環境の保全に貢献する態度を養うことなど、豊かな人間性を育む取組みを進めること。

(6) 児童・生徒が夢や目標を持ち、志を立て、よりよい社会を創っていかこうとする態度を養うとともに、自己の可能性を伸ばし、自らの人生や新しい社会を切り拓くために必要な能力の育成に努めること。

そのため、府教育委員会が作成した「夢や志をはぐくむ教育」(平成22年3月、平成23年3月)の活用を図ること。

キャリア教育を推進する

(7) 児童・生徒が、望ましい勤労観・職業観を育み、将来、社会人として自立し、主体的に進路を選択できるよう、大阪府のキャリア教育指針「キャリア教育を推進するために」(平成17年4月)等に基づき、教育活動全体を通じて、小学校段階から児童・生徒の発達段階に応じたキャリア教育を系統的に行うよう指導すること。

人権尊重の教育を推進する

(8) 人権及び人権問題に関する正しい理解を深め、子ども、同和問題、男女平等、障がい者、在日外国人に係る人権問題をはじめ、様々な人権問題の解決をめざした教育を人権教育として総合的に推進すること。また、児童・生徒が自他の権利を尊重するとともに、社会の一員としての自覚のもとに義務を果たすという基本的姿勢の形成をめざすこと。

特に、教職経験年数の少ない教職員に人権教育の経験や成果を継承できるよう研修に努めること。また、支援を要する幼児・児童・生徒に対する生徒指導等においては、人権尊重の視点に立って、各学校が組織的に対応するよう指導すること。

「ともに学び、ともに育つ」教育を充実する

(9) 支援教育の推進にあたっては、「ともに学び、ともに育つ」教育を継承・発展させること。

障がいのある幼児・児童・生徒の指導、支援については、全教職員の共通理解のもと、一人ひとりの教育的ニーズに応じた適切な指導及び支援を効果的に行うこと。また、学校全体での支援体制の整備・充実を一層図るとともに、全ての幼児・児童・生徒、教職員及び保護者、地域に対し、支援教育の理解と啓発をより一層推進させること。

いじめ・暴力行為等の防止や不登校の減少に取り組む

(10) いじめは、重大な人権侵害事象として根絶すべき教育課題であり、児童・生徒が自ら尊い命を絶つ可能性もある深刻な問題である。学校においては、いじめは「どの学校でも、どの子どもにも起こりうる」ものであることを十分認識し、常に、いじめの実態を把握し、未然防止、早期発見に努めるとともに、生起したいじめに対しては、「いじめは絶対許されない」との強い決意のもと、いじめられた児童・生徒の立場に立ち、迅速かつ適切に組織的な対応を図るよう指導すること。

また、児童・生徒が相談しやすい体制を構築するとともに、児童・生徒自らでいじめを乗り越える力を引き出すこと(エンパワメント)と集団づくりに努めるよう指導すること。

特に障がいのある児童・生徒に対するいじめ等の人権侵害事象が生起していることを踏まえ、人権教育を基盤として、障がい者理解教育、支援教育などの活動が、障がいのある児童・生徒をはじめ、全ての児童生徒の信頼関係を育む取組みとなっているか点検すること。

(11) 問題行動の減少のためには、その対応だけに限らず、全ての児童・生徒に対し社会的資質や行動力を高める指導や援助が必要である。そのために、児童・生徒との信頼関係を築くとともに、全教職員が一致協力した生徒指導体制のもと、児童・生徒の自己指導能力の育成を図る取組みを進めること。

なお、児童・生徒を取り巻く環境の改善に向け、市町村の福祉部局との連携を図るなど福祉的視点を踏まえた取組みを進めること。

特に、暴力行為の減少には、児童・生徒の規範意識の向上を図る取組みや、毅然とした生徒指導を行い、状況に応じて、校種間や関係機関等とのネットワークを活用し、専門家や地域人材等外部人材も含めたチームによる支援の観点も踏まえた取組みを推進するよう指導すること。

(12) 不登校支援については、未然防止、早期発見、早期対応に努めること。その際、スクールカウンセラーなどを活用し、相談体制の充実を図るとともに、継続的な支援を推進するよう指導すること。とりわけ、中学校3年時に長期にわたり不登校状態にある生徒の主体的な進路選択への支援に努めるよう指導すること。

また、児童・生徒を取り巻く環境の改善に支援が必要な場合等は、スクールソーシャルワーカー等を活用し、福祉機関等との連携を図ること。

読書活動を推進する

(13) 読書は「学ぶ力」や「豊かな心」を育むため重要なものであり、子どもの発達段階に応じた読書活動を一層推進すること。その際、子どもの自主的な読書活動が行われるよう、学校・家庭・地域の連携による「読んでみたいと思う本がある」「本を紹介する人がいる」という読書環境づくりを進めること。

情報リテラシーを育成する

(14) 情報ネットワークの発展により、誰もが自由に情報を収集、発信できる環境が急速に普及した反面、ネットワーク上には有害情報などが存在しているという現状を踏まえ、課題や目的に応じて情報を適切に扱うことのできる情報活用能力を高める授業を展開するよう指導すること。

その際、情報社会における正しい判断や望ましい態度、情報社会で安全に生活するための危険回避の方法の理解やセキュリティの知識・技術及び健康への意識といった情報モラルの育成にも努めること。

さらに、児童・生徒の携帯電話への過度の依存や誹謗中傷の書き込み等の課題解決に向け、校内への持ち込み禁止をはじめ、学校における指導方針を明確にするとともに、携帯電話の危険性を認識し、児童・生徒を被害者にも加害者にもさせない取組みを行うよう指導すること。

国旗・国歌の指導

(15) 入学式・卒業式においては、学校生活に有意義な変化や折り目をつけ、厳粛で清新な気分を味わい、新しい生活の展開への動機づけとなるという意義を踏まえ、学習指導要領に基づき、国旗掲揚、国歌斉唱が適切に実施されるよう指導の徹底を図ること。

その際、「大阪府の施設における国旗の掲揚及び教職員による国歌の斉唱に関する条例」の趣旨を踏まえ、教員は教育公務員としての責務を自覚し、国歌斉唱に当たっては起立し斉唱するとともに節度ある行動をとるよう指導すること。

Ⅲ 学校・家庭・地域の連携と安全で安心な学校づくり

子どもたちの命を守る

- (16) 東日本大震災の教訓を踏まえ、地震・津波をはじめとする地域の実態に即した自然災害に対処できるよう防災計画を策定し、避難経路の再確認や施設・設備の点検・整備を行い、救急体制等の機能的な危機管理体制を確立すること。また、日ごろから教職員の連絡・配備体制について周知徹底を図るよう指導すること。さらに、様々な事態を想定した実践的な避難訓練を行うなど、児童・生徒が自らの命を守り抜くための「主体的に行動する態度」を育成する防災教育の充実を図るよう指導すること。
- (17) 全国的に、児童・生徒の自殺、児童・生徒による犯罪や事件、及び児童・生徒が被害者となる事件・事故など、重篤な事象が生起していることを踏まえ、児童・生徒が自ら命を絶ったり、犯罪の被害者や加害者になったりすることのないよう、すべての教育活動を通じて「命の大切さ」について取り組むこと。また、児童・生徒の精神疾患等メンタル面も含めた生活全般について状況把握を適切に行い、相談体制の充実などに取り組むよう指導すること。
- (18) 児童相談所における児童虐待の相談対応件数が全国的に増加する中、死亡に至る重篤な事案も後を絶たないなど、深刻な状況となっている。教職員は児童虐待を発見しやすい立場にあることを自覚し、児童虐待に対する認識を深め、子どものわずかな変化も見逃さないよう日ごろから十分注意を払い、早期発見、早期対応に努めるよう指導すること。特に、早期発見の観点から、欠席が継続している児童・生徒に対して、定期的な安全確認を行うこと。とりわけ、児童虐待を受けたと思われる子どもを発見した場合には、確証がなくても速やかに子ども家庭センター又は市町村児童虐待担当課等へ通告し、継続的に支援すること。その際、「子どもたちの輝く未来のために～児童虐待防止のてびき～」(平成23年3月改訂)等を教職員へ周知徹底するよう指導すること。
- (19) 覚せい剤・大麻等の薬物乱用防止教育については、学校保健計画の中に位置付けるとともに、指導計画を策定し、授業をはじめ学校教育活動全体を通じて取り組むこと。とりわけ、中学校においては、学校薬剤師や警察官等の専門家などによる薬物乱用防止教室を年1回以上開催するよう指導すること。

子どもの健康と体力づくり

- (20) 子どもの体力が依然として低水準で推移していることを踏まえ、各学校において、体力向上推進計画の作成に努めるよう指導すること。その際、「全国体力・運動能力、運動習慣等調査」や各学校が実施する体力テストの結果を分析・活用し、体育の授業はもとより、学校教育活動全体で効果的に取り組むとともに、家庭・地域と連携して、運動機会の確保や生活習慣等の改善など体力向上の取組みを推進するよう指導すること。
- (21) 中学校給食の実施率が全国最下位であることを踏まえ、学力や体力をはじめ中学生の成長の源となる「食」を充実させ、大阪の教育力の向上につなげるため、中学校給食の普及・充実に努めること。

- (22) 学校・家庭・地域及び関係機関が連携して「3つの朝運動」（朝食・あいさつ・朝読書）や通学合宿等を行うことにより、望ましい食習慣の形成をはじめ、就寝・起床時間、家庭学習等、子どもたちの生活リズムの確立・向上に向けた取組みを推進すること。

教育コミュニティづくりを推進する

- (23) 子どもたちの生きる力を育むとともに、学ぶ力の向上をめざし、「地域教育協議会（すこやかネット）」のこれまでの成果を踏まえ、家庭と地域が一体となって、教育の拠点である学校と協働し、学校支援地域本部や、おおさか元気広場、家庭教育支援の取組みなどを進めることにより、学校・家庭・地域をつなぎ、地域の大人との「ナナメの関係」の中で子どもたちが健やかに育つ「教育コミュニティ」の発展に努めること。

IV 学校運営体制の確立と教職員の資質向上

学校運営体制の確立を図る

- (24) 校長のリーダーシップのもと、当面する教育諸課題や社会の変化に機敏に対応するため、開かれた学校づくりをより一層進め、家庭や地域とも連携して自主的・自律的に特色ある教育活動を展開すること。その際、学校教育自己診断や学校協議会等を活用して保護者や地域の意見を学校運営に生かすなど、学校運営体制の整備・充実に努めるよう指導すること。

教職員の資質向上を図る

- (25) 校長のリーダーシップのもと、教職員を組織的・継続的に育成することが重要であるため、首席や指導教諭等を活用し、各学校で日常的なOJTの推進に努めるよう指導すること。特に、多くの教職員が退職・採用される状況を踏まえ、これまでの大阪の教育を継承し、様々な教育課題に対応するため、初任者をはじめ教職経験年数の少ない教職員の資質向上を図るよう指導すること。

また、首席・指導教諭等を軸に学校運営の中心となるミドルリーダーの育成に努めること。そのため、首席・指導教諭の全校配置に努めること。

- (26) 体罰は法的に禁じられているばかりでなく、児童・生徒の人権を著しく侵害する行為であり、いかなる場合においても絶対に許されないということを教職員一人ひとりに周知徹底するよう指導すること。

その際、平成19年に障がいのある児童・生徒への対応等を盛り込み改訂した「体罰防止マニュアル」（府教育委員会Webページに掲載）「不祥事予防に向けて（改訂版）」（平成22年9月）等の活用を図ること。

- (27) 市町村教育委員会は、「指導が不適切である」と思われる教諭等の的確な状況把握を行い、校長に対しての適切な指導・助言、校外研修の実施など、実効性のあるシステムの運用に努めること。その際、府教育委員会に設置した「教員評価支援チーム」及び府教育センターの相談・支援機能を積極的に活用すること。

また、指導改善研修の必要があると判断した場合は、府教育委員会に申請し、その対応方法について十分連携すること。

新規採用教職員については、指導・育成を図るとともに、条件附採用の趣旨を踏まえ厳格に対応すること。



大阪「こころの再生」府民運動
～大阪あったかプロジェクト～

「指示事項」「指導・助言事項」のスケジュール

